

入会金及び会費に関する規約

平成 22 年 6 月 8 日第 1 回定時総会制定

(総則)

第1条 この規約は、一般社団法人日本化学品輸出入協会（以下「協会」という。）定款第7条の規定に基づき、協会の入会金および会費に関する事項を定める。

(会費の納期)

第2条 会員は、毎年度協会が定時総会終了後に当該事業年度初めに会員資格を有する者に対し発行する請求書に基づき、会費を納入するものとする。

(会費の種類)

第3条 会費は、協会の事業年度を計算単位とし、普通会費及び特別会費の2種類とする。

2 会長、副会長、理事に選任された者の属する会員の会費を特別会費とし、これ以外の会員の会費を普通会費とする。

(会費の口数)

第4条 会員が定款第7条の規定により納入すべき会費は、口数制の年会費とし、3口以上を負担しなければならない。

2 一口の金額(単価)は、10万円とする。

(普通会費)

第5条 普通会費は、会員の化学品輸出入額に応じて、次の表に定める額とする。

化学品輸出入額（単位億円）	口数	会費額
100 未満	3 以上	30 万円以上
100 以上 500 未満	4 以上	40 万円以上
500 以上 1,000 未満	5 以上	50 万円以上
1,000 以上 1,500 未満	6 以上	60 万円以上
1,500 以上	7 以上	70 万円以上

（注1） 化学品輸出入額は、直近3ヶ年の平均値とする。

- (注2) メーカー会員の場合、化学品輸出入額には商社経由の間接輸出入を含むものとする。
- 2 業種、業態により、化学品輸出入額がない会員の普通会費は、3口とする。
- 3 化学品の貿易に従事する会員であって、化学品輸出入額が判明しない場合は、4口とする。

(特別会費)

第6条 特別会費(年額)は、会長又は、副会長の属する会員は、30口、理事の属する会員は、20口とする。

(期中入会時の普通会費)

第7条 会員が事業年度の途中に入会した場合の普通会費は、入会日の属する月から当該年度末までの期間(月数)に応じて、年会費額を按分した額(千円未満切り捨て)とする。

(入会金)

第8条 定款第7条の規定により会員が納入すべき入会金の額は、5万円とする。

(納入の時期及び方法)

第9条 会員は、入会金又は会費を、協会が送付する請求書の受領後速やかに、協会が指定する銀行口座に、その全額を一時に納入しなければならない。

(入会金、会費の返還)

第10条 納入した入会金又は会費は、次の各号に掲げる場合を除き、返還しない。

- 一 過納又は誤納の場合
- 二 定款第6条の規定により会員の資格を取得できなかった場合

(規約の改廃)

第11条 この規約を変更もしくは廃止しようとするときは、総会の議決による。

附則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から適用する。ただし、第6条の規定は、平成23年の役員改選から適用する。
- 2 社団法人日本化学工業品輸入協会規約(昭和51年制定)は、廃止する。

附則

この改正規約は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この改正規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。